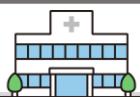


県外で1か月児健康診査を受診する皆さん



県外の医療機関で受診する1か月児健康診査について

今回交付しました受診票は、長野県外の医療機関では使用できません。

県外で1か月児健康診査を受診される場合は、所定の健診料をお支払いいたしますので、以下のとおりお手続きをお願いします。※受診日に佐久市に住民票のあるお子様のみ対象です。



1か月児健康診査から助成金申請手続きの流れ

1か月児健診を受診

「1か月児健康診査について」と問診を記入した「1か月児健康診査受診票(補助券)」を医療機関へ提出

自費で健診料を支払う

領収書・明細書をとつておく(申請時に必要となります)

市役所窓口で申請

以下の書類を持参し、佐久市健康づくり推進課(各支所)で手続き

口座に入金

「交付決定・確定通知書」が届いてから概ね1か月



必ず医療機関に「1か月児健康診査受診票(補助券)」を記入してもらう



申請の時の持ち物

佐久市1か月児健康診査県外受診補助金交付申請書兼請求書【様式第1号】
受診医療機関が発行した1か月児健診の領収書と明細書の写し
1か月児健診の記録がある母子健康手帳の写し
医療機関等で健診の結果を記入した「1か月児健康診査受診票(補助券)」
入金する口座の通帳(請求書にご記入いただいた金融機関情報を確認するため)
委任状(入金する口座が配偶者等の名義の場合)



留意事項

- ① 助成金の額は、県外受診に要した額又は佐久市が一般社団法人長野県医師会と締結する委託契約において定めた健診料の額のいずれか少ない額です。
- ② 市からお支払いする健診料の対象は、母子健康手帳「1か月児健康診査等」に記載のある健康診査で、市の「1か月児健康診査受診票(補助券)」に医療機関等による結果の記載があるものです。健診前に受診票の問診を記入してください。健診後は、母子手帳と受診票に医療機関による結果等の記載があるかをご自身でも確認しましょう。

助成の対象は、以下の6項目をすべて実施している場合に限ります。(受診票に記載箇所あり)

①身体発育状況 ②栄養状態 ③疾病及び異常の有無 ④新生児聴覚検査及び先天性代謝異常検査の実施状況の確認 ⑤ビタミンK2投与の実施状況の確認 ⑥育児上問題となる事項

- ③ 申請期限:県外受診をした日から1年以内です。

★裏面あります★

